

令和7年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会会議録

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ケ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年3月6日（木） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 10. 山田 芳裕 委員 |
| 11. 皆川 利一 委員 | | |

欠席委員 1名

9. 時田 將 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 2名

- 事務局長 市村 昌子
事務局次長 浅海 一洋

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 5件 |
| 議案第3号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 2件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 12件 |
| 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について | 5件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |
| 報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

山田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

山田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
1 番、古川和昭委員、
2 番、高橋雅浩委員を指名いたします。

山田 議長 お諮りいたします。
議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

山田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は 1 班です。
川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長
山田 議長 3 番、川村誠司班長
川村 班長 1 班の現地調査の報告をいたします。
2 月 28 日午後 2 時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員 3 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 2 名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件、
農用地利用集積計画について 5 件の合計 6 件です。
1 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご
審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で 1 班の総括報告を終わります。

山田 議長 ありがとうございます。

山田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を
議題といたします。

山田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長
山田 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の 3 ページをご覧ください。
議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、をご説明いた
します。
申請地は、畑 1 筆、面積 257 平方メートルの使用貸借権による専用住
宅用地です。
申請理由は、現在、譲受人は家族で実家に住んでおりますが、住居が手
狭になってきたことから、転用計画は適当であるものと思われます。
周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透
枥を設置し、周囲をコンクリートブロック 3 段積みで囲うことにより土砂

等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、親の所有地であり、実家からも近いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、金融機関の融資証明書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

山田 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

山田 議長 4番、石井晃委員

石井 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、を報告いたします。

2月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積257平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、隣接に狭小の農地が残ることに対し、宅地が隣接することを避けたとのことであったことから、残った農地はしっかり耕作すること、次に、転用地以外の隣接農地を資材置場等に使用しないこと、資材搬入時等は、安全管理を徹底すること、最後に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに転用事実確認書を提出し、地目変更を行い、事業計画に変更等が生じた場合は農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

山田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

山田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

山田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご

異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

山田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

山田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1から審議番号4までを内容により一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」との声多数あり)

山田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

山田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページから5ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1から審議番号4までを一括してご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、審議番号1が、畑5筆、合計面積10,532平方メートルで、審議番号2は、畑1筆、面積1,229平方メートルで、審議番号3は、畑2筆、合計面積2,014平方メートルで、審議番号4が、畑2筆、合計面積5,119平方メートルで、いずれも新規の賃借権であり、新たに5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

なお、本案件は利用権の設定を受けるものが、個人から法人に変わったものであることから、新たに利用権の設定を行うものです。

以上です。

山田 議長 現地調査の報告を求めます。

高橋 委員 議長

山田 議長 2番、高橋雅浩委員

高橋 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1から審議番号4までを一括して報告いたします。

現地は、審議番号1が、畑5筆、合計面積10,532平方メートルで、審議番号2は、畑1筆、面積1,229平方メートルで、審議番号3は、畑2筆、合計面積2,014平方メートルで、審議番号4が、畑2筆、合計面積5,119平方メートルで、いずれも普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに賃

借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほど
よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

山田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

山田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

山田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1から審議番号4までについて、現地調査班の報告のとおり決定
とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

山田 議長 全員賛成により、審議番号1から審議番号4は可決されました。

山田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号5を議題
といたします。

山田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

山田 議長 浅海次長

浅海 次長 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号5をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促
進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計
画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積5,391平方メートルの内、
2,342.37平方メートルの農地の使用貸借権による更新で、引き続
き5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を
満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

山田 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

山田 議長 7番、石井正美委員

石井 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号5を報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積5,391平方メートルの内、
2,342.37平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に使用貸

借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほど
よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

山田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

山田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

山田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号5について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご
異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

山田 議長 全員賛成により、審議番号5は可決されました。

山田 議長 続きまして、議案第2号令和7年度最適化活動の目標の設定等について
を議題といたします。

山田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

山田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の6ページから9ページをご覧ください。

議案第3号令和7年度最適化活動の目標の設定等について、をご説明い
たします。

本件は、令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知「農業委員会による
最適化活動の推進等について」等により毎年度作成し、農業委員会に諮
り、意思統一を図るものです。

内容といたしましては、7ページに本市の状況、8ページには、農用地
利用集積の目標として、現在19ヘクタールのところ40ヘクタールを設
定し、遊休農地の解消を緑区分2ヘクタール、黄色区分3ヘクタールを目
標としてございます。

次に9ページでございますが、新規参入促進として、新規参入に伴う権
利移動を0.5ヘクタールとし、「推進委員等が行う日数目標」「活動強化
月間設定目標」「新規参入相談会への参加目標」は前年と変わりなく記載
のとおりとなります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

山田 議長 それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

山田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

山田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、事務局の説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

山田 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

山田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第5号までを事務局から報告願います。

浅海 次長 議長

山田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の10ページから13ページをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について12件の合計14件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書15ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、宅地となっていましたので、事務局長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

山田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

山田 議長 以上で、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時25分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和7年4月9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 高橋 雅浩